

X II 東京都立中野特別支援学校管理運営規程

10中養第 1057号
平成10年12月28日
校長 決 定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立中野特別支援学校（以下「本校」という）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

副校長は、校長を助け、校務を整理し、校長の命を受け所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督し、必要に応じ児童・生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、上司の命を受け、担当する校務を統括処理する。
- 2 主幹教諭は、担当する校務に関する事項について、副校長を補佐し、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督する。

第6 主任教諭

- 1 主任教諭は、校長の命を受け、担当する校務を処理する。
- 2 主任教諭は、担当する校務に関する事項について、主幹教諭を補佐し、所属職員への助言・支援を行う。

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。

1 部

教務部、生活指導部、全校行事部、庶務部、保健給食部
教育相談部、進路指導部、渉外部、研究・研修部、情報メディア部
教育支援部、スクールバス部

2 学部

小学部、中学部、高等部普通科を置く。

3 学年

小学部は、第1学年、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年、第6学年を置く。

中学部は、第1学年、第2学年、第3学年を置く。

高等部は、第1学年、第2学年、第3学年を置く。

4 教科等

学習指導要領に基づき、各学部に以下の教科等を置く。

- (1) 小学部 国語、算数、音楽、図画工作、体育、道徳、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、社会性の学習
- (2) 中学部 国語、数学、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、社会性の学習
- (3) 高等部 国語、数学、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習

5 企画調整会議

6 職員会議

7 委員会

防災対策委員会 学校保健委員会 学校安全委員会 安全衛生委員会
個人情報保護に関する校内委員会 教育課程検討委員会
業者選定委員会 省エネ委員会

8 学校運営連絡協議会

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動（高等部課外活動）を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については高等部担当主幹の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、情報メディア部の所掌とする。

11 その他

校長が必要と認めた時は、その他の分掌組織を置くことができる。
上記分掌部・委員会に関わる校内規定を別表1の通り定める。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各学部、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、進路指導主任、保健主任、各学部主任、高等部学年主任とする。なお、校長は必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を

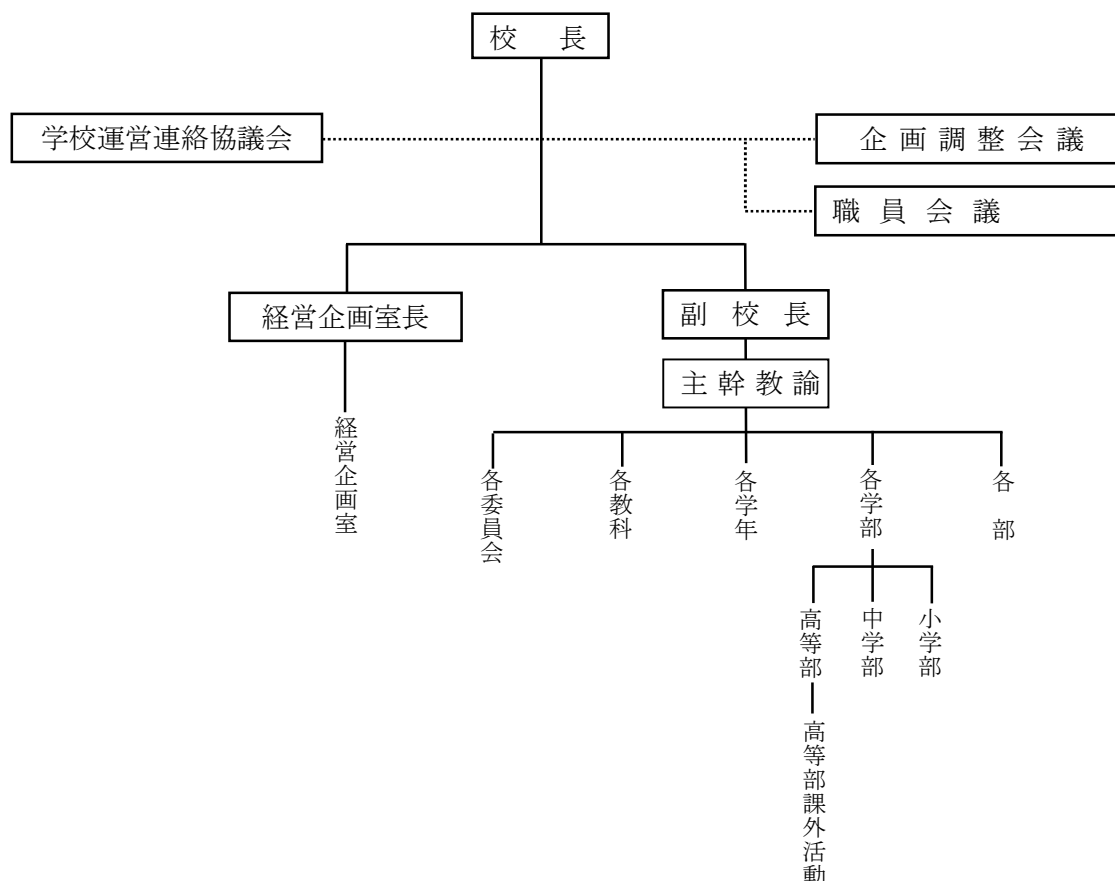
受けなければならない。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を束縛するものではない。

第12 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第14 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営をはかる。

第15 校内規程

校長は、この規程に基づき、その他の校内規程を定める。

第16 情報開示

この規程及びその他の校内規程については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

別表1

| 分掌名 | 設置の目的 |
|---------|---|
| 教務部 | 教育課程の編成・管理、学籍・行事予定の管理、教育実習関係事務、教科書事務と管理、その他教育活動に関する校務を担当し、円滑な運営を行う。 |
| 全校行事部 | 全校行事の計画、運営を担当し、円滑な行事運営を行う。 |
| 庶務部 | 予算の計画及び執行管理、教室等設備の保守・点検を行う。 |
| 研究・研修部 | 全校研修・初任者、2・3・4年次研修の計画及び運営を担当し、授業改善及び専門性の向上を図る。 |
| 保健給食部 | 保健行事および給食業務の適切な運営を図る。 |
| 情報メディア部 | 校内のICT関連事業及び視聴覚機器の整備・保守を担当し、適切な環境設定を図ると共に、情報教育の推進に努める。 |
| 生活指導部 | 生活指導に関わる計画および運営を担当し、校内及び登下校の安全を図る。人権教育に関わる企画の推進を図る。 |
| スクールバス部 | スクールバス運行にかかわる業務全般を担当し、スクールバスの安全かつ適正な運行の推進を図る。 |
| 教育相談部 | 各学部への入学に関する業務及び相談・転学に関する相談を担当し、適切な就学指導を図る。 |
| 教育支援部 | 特別支援教育に関する企画を立案し、センター的機能の推進を図る。関係機関との連携を図り、校内児童・生徒の支援を行う。 |
| 進路指導部 | 生徒の自己選択、自己決定の力を育むため、キャリア教育、進路学習・実習・相談の充実を図り、校内及び外部との連携を深め、進路希望の実現を図る。 |
| 渉外部 | 外部開放事業、介護等体験を担当し、PTA活動(保護者支援)を含め、外部諸機関と連携し円滑な運営を図る。 |

| 委員会名 | 設置の目的 |
|-----------------|--|
| 個人情報保護に関する校内委員会 | 校内の個人情報の管理および外部者・保護者との連携を図る。 |
| 学校安全委員会 | 施設の安全点検や登下校の安全確保など、地域関連機関との連携を図り、事故の防止や安全指導に努める。 |
| 防災委員会 | 防災計画を企画・立案し、地震や火災等、総合的な防災対策を図る。災害時の本部となる。 |
| 学校保健委員会 | 学校保健に関する業務を担当し、意識・理解啓発を図る。 |

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 図書委員会 | 図書環境の整理と充実を図る。 |
| 安全衛生委員会 | 教職員の健康管理・保持・増進に関わる業務や職場環境の整備を図る。 |
| 業者選定委員会 | 契約にあたり、適切な業者を選定する。 |
| 省エネ委員会 | 校内省電力、省エネルギーの推進。 |
| プール委員会 | プール施設の保守・管理、安全な水泳指導の推進。 |
| 防災教育推進委員会 | 学校や地域の実態に応じた体験的、実践的な防災教育の充実を推進する。 |
| 学校いじめ対策委員会 | 学校におけるいじめの防止等に関する措置を行う。 |

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。